

『鴨川市宿泊税の制度案』についての意見を募集します。

【政策案について】

鴨川市は、持続的な観光まちづくりを行うための財源確保策として、千葉県が導入の検討を進めている宿泊税に、本市独自の宿泊税を上乗せ課税する方向で検討を進めております。

このたび、制度案をとりまとめましたので、広くご意見・ご提案を募集します。

【意見を提出することができる方】

- 1 市内に在住、在勤、又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

【公表するもの】

- 1 鴨川市宿泊税の制度案の概要について
- 2 参考資料（鴨川市宿泊税の制度案について）

【案などの公表】

- 1 鴨川市役所2階 商工観光課で閲覧できます。
- 2 鴨川市役所1階 市政情報コーナーで閲覧できます。
- 3 市のホームページで閲覧できます。

【意見募集期間】

令和8年7月6日（月）から令和8年8月4日（火）まで

【意見の提出方法】

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。様式は任意です。

① 窓口への文書の提出

鴨川市役所2階 商工観光課へ提出してください。

② 郵便での提出

〒296-8601 鴨川市役所 商工観光課あて送付してください。（最終日の消印まで有効）

③ ファクシミリでの提出

FAX 番号：04-7093-7856 に送信してください。

④ 電子メール

アドレス iken003@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。

⑤ Logo フォーム



URL <https://logoform.jp/form/WzTS/1656952>

【実施担当課／問合せ先】

鴨川市役所 商工観光課 新たな観光まちづくり係 電話番号 04-7093-7837

【ご注意とお願い】

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。（ただし、個人情報などは公表しません。）
- 2 電話によるご意見や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。